

令和3年1月15日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした事務局体制について

日頃から当共済組合の業務運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年1月14日に政府が愛知県に緊急事態宣言を発出したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年1月18日から当面の間、当共済組合の事務局体制を以下のとおりとさせていただきます。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

1 年金相談について

当共済組合事務局窓口での年金相談について、一時休止させていただきます。ご不便をおかけしますが、お電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、お電話による年金相談につきましても、以下のとおりとさせていただきます。つながりにくくなることも予想されますが、何卒ご了承ください。

※電話対応時間

月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）

午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで

電話番号 052-972-2159

2 書類等の受付について

当共済組合事務局窓口での書類の受付について、一時休止させていただきます。お手数をおかけしますが、郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

※郵送先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

（名古屋市職員健康管理センター2階）